

2 福島県文化財専門委員

根拠法規 文化財保護法、福島県文化財専門委員設置
に関する条例（昭和27年条例第76号）

福島県文化財専門委員名簿

氏名	専門事項	職業	年令	住所	備考
二瓶清	彫刻、工芸品、考古	無職	81	喜多方市関柴町上高額	日本考古学協会 理学士 亜細亜大学講師 理学士 福島大学教授 文学博士 相馬女子高校教諭 理学士 東北大学教授 福島大学助教授 郡山工業高校教諭
岩越二郎	史跡、考古、工芸品	無職	72	白河市会津町37の5	
渡部晴雄	史跡、考古	無職	71	相馬郡小高町耳谷字表7	
山口弥一郎	無形文化財、民俗資料	教員	62	東京都武蔵野市境亜細亜大構内 (会津若松市栄町681)	
三本杉己代治	天然記念物(地質、鉱物)	教員	59	伊達郡伊達町字南堀12	
岩崎敏夫	無形文化財、民俗資料	教員	55	相馬市小泉字根岸424	
吉岡邦二	天然記念物(植物)	教員	54	仙台市旭ヶ丘3の4	
菊地貴晴	彫刻、書跡、絵画、建造物	教員	45	福島市森合西養山10の7	
草野和夫	建造物	教員	35	郡山市宇町東	

目的 文化財保護法および福島県文化財保護条例
に規定する文化財の保存および活用に関し、
教育委員の諮問に答え、または意見を具申
しおよびこのために必要な調査を行なう。

3、福島県産業教育審議会委員

根拠法規 産業教育振興法（昭和26年6月11日・法律
第288号）第10条および福島県産業教育審
議会委員の定数に関する条例（昭和26年12
月22日条例第88号）による。

目的 産業教育がわが国の産業経済の発展および、

国民の生活向上の基礎であることにかんが
み、教育基本法の精神にのっとり、産業教
育を通じて勤労に対する正しい信念を確立
し、産業技術を習得させるとともに、くふ
う創造の能力を養い、もって経済自立に貢
献する国民を育成するため、産業教育の振
興を図ることを目的とする。

福島県産業教育審議会委員名簿

氏名	所属	公職名	自宅又は勤務先住所	依属月日	電話
大竹謙蔵	産業経済界	厚生文教常任委員長	石川郡石川町字南町87	40.4.1	石川2006
油井賢太郎	"	福島商工会議所常任理事	福島市宮下町23の1	39.4.1	(2)2435
浅間久雄	"	福島経営者協会会長	福島市三河北町11の8	39.4.1	(2)4191
児玉宗一	"	福島県農業試験場長	郡山市虎丸町11の1	39.4.1	郡山(2)3020
安井健夫	教育界	福島商業高等学校長	福島市霞町8	40.4.1	(2)2486
富田高明	"	福島工業高等学校長	福島市森合字小松原1	39.4.1	(2)4728
鈴木英一	"	福島農蚕高等学校長	福島市渡利字七社宮17	39.4.1	(2)2247
加藤利貞	"	信夫郡吾妻町立野田中学校長	信夫郡吾妻町大字笹木野字館1	39.4.1	(2)4821
高橋キヨ子	"	福島大学学芸学部助教授	福島市浜田町84	39.4.1	(2)2146
渡辺宏久	勤労界	福島県高教組委員長	福島市五老内町29 高校会館	39.4.1	(2)6681
和田敬久	"	福島県労務事務局長	福島市泉字柳清水19	40.4.1	(2)6141
松原善司	行政機関	福島県総務部長	福島市万世町	40.4.1	庁内300

4 福島県スポーツ振興審議会委員

根拠法規 スポーツ振興法（昭和36年6月16日法律第
141号）第18条

目的 教育委員会のスポーツ振興に関する計画に

福島県スポーツ振興審議会委員名簿

氏名	現役職名	住所
鈴木武雄	福島県中学校体育連盟会長	内郷市綴町町ノ内
佐藤広治	福島県高等学校体育連盟会長	福島市森合町
阿部信信	福島県体育指導委員連絡協議会長	福島市宮町
鈴木一平	磐城市体育指導委員	磐城市大字島
佐野和夫	日東紡績株式会社福島工場長	福島市郷ノ目東1
紺頼夫妻	福島県連合青年会長	福島市南天ノ目字夜梨15
岡部喜道太	福島県青年団連絡協議会長	郡山市大字片平字平
石川信義	福島県市長会（二本松市長）	二本松市若宮2
三本杉国雄	福島県都市教育長会長	福島市天神町6
高久田大一郎	福島県公民館連絡協議会副会長	須賀川市八幡町
佐藤了寿	福島県町村会会長	伊達郡保原町富沢
菅野芳夫	福島民報社編集局長代理	福島市栄町11番1号
斎藤英記	福島民友新聞社編集局次長	福島市中町9番9号
大竹謙蔵	福島県議会厚生文教委員長	石川郡石川町字南町
鈴木源	福島県学校体育研究会会長	福島市東浜町87
平島六忠	福島県体育協会県北理事長	福島市松浪町33
内島良明	同 県南支部長	郡山市咲田町
高島正政	同 会津理事長	会津若松市大町3丁目
鈴木喜	同 石城支部長	内郷市田町
林正	同 相双理事長	原町市本町2丁目

対し意見を述べ、また教育委員会若しくは
知事の諮問に応じ、スポーツ振興に関する
重要事項について調査審議し、これらの事
項に対し教育委員会若しくは知事に建議する。